

大地の風

第 21 号

平成29年10月

発行



トピックス

- p 2. 農業委員活動報告
 - ・さつまいもの苗定植
 - ・アグリレディースカフェ
- p 3. 農地パトロール
 - ・農地相談Q&A
- p 4 研修報告
 - ・研修レポート
 - ・フォーラム
- p 5 農家を訪ねて
 - ・農地の権利移動・設定・転用等の状況について
 - ・農地転用のその後
- p 6 農活雑感
 - ・農業委員会からのお知らせ
 - ・表紙紹介

会長あいさつ

6月半ば、中学校の同級会があった。関西方面に嫁いだ彼女にはもう生家は無く、7年ぶりの故郷訪問だそう。第一声『風で波打つ緑の田んぼを見たとき生まれ育った故郷に帰ってきた』と実感するそうである。

農委組織が新体制に移行して1年半。先般農業委員と推進委員が一緒に、11班に分かれ農地パトロールを（利用状況調査）を実施した。遊休農地や耕作放棄地を目視で確認し所有者の意向調査に結ぶ作業であるが、農業委員に求められている「農地を守り有効利用を推進する」ことを基に地域農業を再構築する目標に変わりはない。

先人の尽力で築かれた『風に波打つ緑の田んぼ』を後世の人々に引き継ぐためにも地域の実態や声を大切に、なお一層活動を強化し取り組む必要があると考える。

会長 我孫子 武二

農業委員活動報告

さつまいもの苗を植えました！

賀美石幼稚園・みやざき園の子ども達です。

食育活動の一環として毎年行っているさつまいもの苗定植（5月30・31日、6月6日）を加美町の保育所・こども園・幼稚園児155名が行いました。子ども達は張り切って、元気よく植えていました。いつも食べているさつまいもは「こんな風に植えて、こう収穫するんだ！」と理解すること、収穫したさつまいもが給食として食べら



れることはとても良い経験だと思います。家庭菜園や農作業時には、子ども達に大いにお手伝いをさせてあげてはいかがでしょうか。それが家庭での食育に繋がります。土に触れ、苗を植えて子ども達のキラキラした瞳が一層輝いていました。

秋には沢山の美味しいさつまいもが収穫できますように。
取材：尾出弘子委員

アグリティースカフェvol. 4



若手農業者（8名）と農業委員（8名）

7月14日に女性農業委員が中心となり、新規就農者・若手農業者・地域おこし協力隊・農業委員約20名が参加し、意見交換会を行いました。毎年女性農業委員が企画し、今回も美味しいお弁当と女性農業委員の心づくしの手料理を食べながら、自己紹介に始まり、現状で困っていること、将来への展望（5年後の私は？）等について活発な意見交換がされました。「このような場を1年に何度か開いてもらえると嬉しい」という声も聞かれました。

これからの加美町の農業を担う人たちの交流を図り、不安や悩みをともに考え、農政に繋がっていききたいと思います。

取材：尾出弘子委員

農地パトロール（利用状況調査）を実施

（8／2・7・10）



耕作放棄により遊休農地となった現状を確認

農業委員会では毎年、優良農地の確保と食料自給率の向上に向け、遊休農地の発生防止と意欲ある農業者への農地集積の推進を図るため、農地パトロールを実施しています。

今回の農地パトロールは、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり、新たな遊休農地が発生していないか、昨年までに確認された遊休農地が適正に管理、または耕作され、解消されているか等を調査しました。遊休農地は病害虫の発生の原



因となり、隣接する農作物に被害を及ぼす恐れがあります。農地等の所有者は草刈りや除草を行い、営農環境及び生活環境の保全に努めるようご協力をお願いします。

また、新たに確認された遊休農地については農地法に基づく利用意向調査を行うため、年内中に農業委員会と農地利用最適化推進委員が地権者宅等へ訪問し、今後の利用方法等についてお話を伺いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

杉村昭宏委員

農地相談 Q&A

Q 農地を相続する場合、農地法の許可が必要ですか？

A 遺産相続により、農地を取得する場合は、農地の売買等とは異なり、許可は必要ありません。但し、農業委員会へ相続した旨の届出が必要で、お越しの際は、登記簿謄本と認印をお持ちください。

Q 農地を親子間で贈与する場合、農地法の許可が必要ですか？

A 贈与する場合は、たとえ親子間であっても許可が必要です。

Q 農地の相続や贈与に伴う課税はどうなっていますか？

A 農地を相続や贈与によって取得した場合は、一般の土地と同様、相続税や贈与税が課税されますが、相続等による農地の細分化を防ぐため、「相続税納税猶予制度」や生前一括贈与を受け、場合の「納税猶予制度」など、特例設置が設けられています。詳しくは、最寄りの税務署等にお尋ねください。

Q 一時的に資材等を農地に置く場合は、許可が必要ですか？

A 一時的に資材を置く場合でも、転用になるので許可が必要になります。

平成二十九年年度
農業委員会・推進委員視察研修報告（8/28～8/29）

「農業委員会視察研修に参加して」

農業委員 尾形 徳夫



福島県白河市と群馬県渋川市農業委員会を視察しました。2つの市は制度改正により昨年4月に新体制に移行しています。白河市の特徴は、最適化利用推進委員が、農地面積100ha当たり1名としています。月次定例総会では、議決権はないものの代表推進委員が情報を出し合うことができます。また、渋川市は農業委員会協力員や相談委員を配置して意見交換に努めており、独自性を感じました。

加美町農業委員会は最適化利用推進委員が少なくないです。

が、遊休農地の解消や農地集積、新規就農者の促進を農業委員の活動により、地域の農地を守りたいと改めて思いました。

「視察研修を終えて」

農業委員 天野 勇一郎

昨年までは東北・北海道フォーラムに合わせて行っていました。初めての試みともいえる独自の農業委員会の研修を行いました。

福島県白河市農業委員会と群馬県渋川市農業委員会の2箇所を訪問し意見交換会を行ってきましたが、双方とも我が町と同時に改正後の委員会ということもあり、共通の話題で有意義な意見交換会になりました。

渋川市が取り組んでいる遊休農地解消対策として、ヘアリーベッチ（※）という景観作物を作付けしモデル地区を設定しながら取り組んでいる方法は、

私達の地域でも雑草が生えている様な圃場に利用できるのではないかと考えられます。今後加美町でも検討して良いのではないかと感じた研修でした。

（※）マメ科の1年草で、雑草抑制

効果がある植物。

平成二十九年年度

「東北・北海道農業活性化フォーラム」

「研修報告」

農業委員 板垣 文一

本年度の活性化フォーラムは「農地利用の将来ビジョンと最適化の推進活動」をテーマに9月7日に山形県南陽市を会場に開催されました。約1,800名の農業委員・農地利用最適化推進委員が参加し、今年の農業委員会業務必携にも寄稿されている高知大学の緒方賢一教授による基調講演があり、さらに青森県五戸市、福島県国見町、山形県山形市のそれぞれの農業委員会より事例発表がありました。

改正農業委員会法が施行されてから1年半余り、この7月で全国の約8割の農業委員会が新体制に移行しています。その中では必須業務とされた農地利用の最適化に向けて、農業委員と新設された最適化推進委員との連携した取り組みが求められています。加美町でも新体制に移行して以来、集積の推進や遊休農地の解消の為の取り組みを実施してきました。農地利用の最適化に向けて、今後の活動にはその持続性と今まで以上の現場での対応が必要ではないかと、この研修に参加して感じました。



高知大学 緒方賢一教授の講演

農家を訪ねて！ in南鹿原

今回ご紹介するのは…



お名前：山崎 芳和 さん

生年月日：昭和52年5月16日 40歳

山崎さんは、東北工業大学を卒業後仙台のIT企業に就職し15年間勤務していましたが昨年の秋、父親の怪我をきっかけに加美町に戻り酪農経営に就農しました。もともと自然と動物相手の仕事をしたいという思いがあったので、毎日がとても充実しているそうです。

今後は、今の農業経営規模（成牛16頭、仔牛5頭、田90a、草地4ha）を拡大し、最新技術を駆使して経営に反映させていきたいと話してくれました。



取材：青木喜右衛門 推進委員

*** 農地転用のその後 ***



パネルの下に並べる菌床の処理作業中

加美町原地区の農地に設置された太陽光パネル6,280枚。その下部空間をシートで覆い、ハウスのようにしてキクラゲの生産に取り組んでいる。ここで栽培されているのは、肉厚で触感が良い「アラゲキクラゲ」。収穫は主に7～10月に行う。営農可能な「営農型発電」を行っている。

太陽光発電とキクラゲ生産

農地の権利移動・設定・転用等の状況 平成29年1月～6月

項 目	事由	件数	面積㎡
農地として利用 するための移動 <u>農地法第3条</u> <u>許可</u>	所有権 移転 売買	3	16,105
	贈与	5	103,848
	交換	2	2,413
	小計	10	122,366
	賃貸借権の設定	8	30,011
	使用貸借権の設定	6	11,519
	合 計	24	163,896
賃貸借の解約（農地法第18条通知）		14	78,934
農地として利用 するための移動 <u>農用地利用</u> <u>集積計画</u>	利用権の設定（賃貸借）	143	1,355,229
	利用権の設定（使用貸借）	10	175,072
	所有権移転（売買）	7	9,397
	所有権移転（交換）	0	0
	農地中間管理事業	2	7,276
	合 計	162	1,546,974
農地の転用 <u>農地法第4・5条</u> <u>許可</u>	自己転用	4	3,133
	権利移転を伴う転用	10	5,659
	合 計	14	8,792

加美町農業委員2期目になります。
女性農業委員4人の中の1人として、女性ならではの特別な活動が加わります。

全国、東北、宮城県単位の講習会や大会で「女性目線で地域農業を考える」「農業の未来をつくる女性活躍経営体」などと題し、時折テレビで見かけする先生方のお話を間近で耳にする機会があります。消費生活者の目線で飽きられないものを作る、育てる仕事の本能的に女性に向いている等、6次産業化が絡んだ話が多く出ます。もう一つ後継者のパートナー問題が2大テーマになります。

私の住む加美町、小野田地区も土産センターの設立と共に元気、やる気のある女性達が増え加工をする人も多くなりました。その一方で大きな農業機械を操り、男性顔負けの女性農業者も増えています。なんとたくましいことでしょう。

加美町女性農業委員ならではの活動として、女性農業者との話し合いの場や、7月には農業後継者、地域おこし協力隊、新規就農者の皆さんと現状や課題について活発に意見交換が行われ、若い農業者の本音を聞く、意義のある会になりました。

表紙紹介



今回ご紹介したのは(株)原グリーンサービスの皆さんです。ハウスで春菊のマルチ掛けの作業中にお邪魔しました。仲間は農業後継者、農業が好きで移住してきた方、地域おこし協力隊員等で構成され、生き生きと仕事をしていました。
取材：畠山明美委員

農業者年金

農業者年金6つのメリット

- 1 農業に従事する人(60歳未満)なら幅広く加入できる
- 2 積立方式だから、少子高齢化でも安心、運用も手堅く
- 3 保険料は自分で決められる、変更できる
(月額20,000円~67,000円)
- 4 担い手には保険料の国庫補助がある
(補助額は、4,000円~10,000円)
- 5 保険料は全額、社会保険料控除へ
(確定申告時の税制上優遇措置)
- 6 終身年金で80歳までの保証付き

編集委員

委員長 板垣 文一
副委員長 畠山 明美
委員 尾出 弘子
委員 小山 京子
委員 尾形 徳夫
委員 杉村 昭宏
委員 青木喜右衛門

加美町農業委員会事務局

☎0229-67-5411

農家のみなさんに役立つ

全国農業新聞

農業者の立場に立って編集・発行している農家のための情報紙です！

農業政策をわかりやすく解説。
東北版では地域の担い手や独自の取り組みなどを紹介しています。

◎発行日 毎週金曜日

◎購読料 月額700円(税込)

◎発行所 全国農業会議所

お問い合わせ先：農業委員会事務局